

平成 2 1 年 1 月 2 2 日

報道関係者 各位

全日本遊技事業協同組合連合会
理事長 原 田 實

㈱ミズホ製回胴式遊技機『ゴールド』の不具合問題におけるアルゼ㈱と「アルゼ㈱に対し責任追及をする会」との民事訴訟(最高裁決定)について

1. 関東地区、及び中部地区「アルゼ㈱に対し責任追及をする会」の最高裁決定内容について

関東地区、及び中部地区「アルゼ㈱に対し責任追及をする会」の二審判決勝訴の後、アルゼ㈱側が最高裁判所に対して、上告、及び上告受理申立てを行い、この度、最高裁判所から、平成 2 0 年 9 月 1 6 日（中部地区）、並びに平成 2 0 年 1 2 月 4 日（関東地区）にそれぞれ決定が下された。

本決定内容について、関東地区、及び中部地区「アルゼ㈱に対し責任追及をする会」から、以下の報告があった。

(1) 関東地区の「アルゼ㈱に対し責任追及をする会」

上告人兼申立人	アルゼ㈱、アルゼマーケティングジャパン㈱
被上告人兼相手方	関東地区の「アルゼ㈱に対し責任追及をする会」所属店舗

【決定内容】

第 1 主文
1. 本件上告を棄却する。 2. 本件を上告審として受理しない。 3. 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。
第 2 理由
1. 上告について 民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法 3 1 2 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。
2. 上告受理申立てについて 本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法 3 1 8 条 1 項により受理すべきものとは認められない。

(2) 中部地区の「アルゼ株に対し責任追及をする会」

申立人	アルゼ株
相手方	中部地区の「アルゼ株に対し責任追及をする会」所属店舗

【判決内容】

第1 主文
1. 本件を上告審として受理しない。 2. 申立費用は申立人の負担とする。
第2 理由
本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

(3) 結論

最高裁判所の決定により、店舗側勝訴の高裁判決が支持された。また、関東地区、及び中部地区「アルゼ株に対し責任追及をする会」の店舗は、アルゼ株から高裁判決により認められた損害賠償等の金員の支払いを受けた。

2. 最後に

以上が、二地区の原告（組合員店舗）が所属する「アルゼ株に対し責任追及をする会」から報告を受けた最高裁の決定内容である。

二地区の原告（組合員店舗）の最高裁決定は、上告棄却、上告審として受理をしないという、二審判決を支持（双方ともアルゼ株側の過失を認め、売買契約に基づく、債務不履行により生じた賠償の支払いを命じる内容）するものであった。

よって、全日遊連としては、全国の組合員店舗にとって、今後、このような不具合を発生させた遊技機等の事案における問題解決のための有効な（最高裁）判例を勝ち得たと考えている。

最後に全日遊連は、現在、裁判を継続されている各地区の「アルゼ株に対し責任追及をする会」の原告の方々に対して、引続き可能な限りの支援を行っていく所存である。

参 考

二審判決（高等裁判所）の判決内容について

第 1 . 関東地区のアルゼ株に対し責任追及をする会

() 東京高等裁判所による判決言渡日
平成 2 0 年 4 月 2 4 日

() 事案

被控訴人（パチンコ・パチスロホールの運営会社）が、控訴人アルゼ株から購入したパチスロ機ゴールド X に欠陥があったために損害を被ったとして債務不履行に基づく損害賠償請求をした事案

被控訴人が、控訴人アルゼ株に下取りに出した中古機ミリオンゴッドの代金の支払いを求めた事案

() 判決内容

) アルゼ株に債務不履行に基づく損害賠償責任が認められたこと

ゴールド X には、一定の遊技方法によって遊技すると、『予想外のメダルの払出しが生じ、被控訴人に損害を発生させる可能性があるという欠陥が存在した』のであるから、アルゼ株は、被控訴人が被った損害を賠償すべきである。

『被控訴人の営業内容に照らすと、セット打法に対する監視ないしセット打法を防止するシールの貼付等の対策をとることは顧客に不快感を与えたり顧客を困惑させ、あるいは顧客との間で無用の摩擦を招くなどして被控訴人の営業に支障を生じさせる可能性が高く、遊技場を経営する被控訴人がこのような支障の発生を避けるために上記の対応をせずゴールド X の使用停止に踏み切ったことはやむを得ない措置と考えられる。』

) 休業損害、運送費用相当額の損害、保管費用相当額の損害、検定費用相当額の損害、広告宣伝費相当額の損害、及び変更承認申請費用相当額の損害の賠償が認められたこと

休業損害

被控訴人がゴールド X の欠陥のためにゴールド X の稼働停止をし、別のパチスロ機を導入するまでゴールド X を稼働させることができなかった期間の休業損害について、アルゼ株に損害賠償義務が認められた。『遊技店にパチスロ機が新設されると、従来から設置されている機種よりも新設機種に顧客が集中し、これによって新設機種から高い収益が見込めるのが通常であるから、その新設機種の使用を突然停止せざるを得なくなった場合には、たとえ従来から設置されていた機種を用いて営業を継続していたとしても、相当の減収が生じ、得べかりし利益が失われると認めるのが相当である。そして、その利益喪失額の算定に当たって、上記

の通り、当該店舗におけるパチスロ機の1日1台当たりの平均粗利益額を用いることは、それが新設機種ほどの高収益を見込めない従来からの機種を含めた粗利益の平均値となっている点において、むしろ控えめな算定方法であり、被控訴人の利益喪失額は上記認定を下回るものではないと認めることができる。』

運送費用相当額の損害

被控訴人がゴールドXを設置するために運送費を支出したことについて、被控訴人の損害を認め、アルゼ株に損害賠償義務が認められた。

保管費用相当額の損害

被控訴人がゴールドXを設置するために保管費用を支出したことについて、被控訴人の損害を認め、アルゼ株に損害賠償義務が認められた。

検定費用相当額の損害

被控訴人がゴールドXを設置するためにAMマークを取得するために費用を支出したことについて被控訴人の損害を認め、アルゼ株に損害賠償義務が認められた。

広告宣伝費相当額の損害

被控訴人がゴールドXを広告宣伝するために広告宣伝費を支出したことについて、被控訴人の損害を一部認め、アルゼ株に損害賠償義務が認められた。

変更承認申請費用相当額の損害

被控訴人がゴールドXを設置するために変更承認申請費用を支出したことについて、被控訴人の損害を認め、アルゼ株に損害賠償義務が認められた。

)被控訴人が、アルゼ株に下取りに出した中古機ミリオンゴッドの代金支払請求が認められたこと

第2．中部地区のアルゼ株に対し責任追及をする会

()東京高等裁判所による判決言渡日

平成20年4月24日

()事案

被控訴人(パチンコ・パチスロホールの運営会社)がリースで購入したパチスロ機ゴールドXの不具合のため損害を被ったとして、売主である控訴人アルゼ株に対して、債務不履行による損害賠償請求をした事案

()判決内容

)アルゼ株に債務不履行に基づく損害賠償請求責任が認められたこと

ゴールドXの『本件不具合は、遊技者が特定遊技方法を行うことにより予測外のメダルが払い出されるというものである・・・メダルの払出し枚数の多寡は、

ホールの収益を左右するものであることにかんがみれば、営業収支の予測を困難たらしめる不具合を有するゴールドXがホールでの営業をするためのパチスロ機として十分な性能を備えたものではないことは明らかである』

『ホールにおける監視の強化によって、遊技者が特定遊技方法を行うことを完全に防止することは必ずしも容易ではなく、遊技者への押し順の告知も、押し順そのものを物理的に制約することはできないのであるから、特定遊技方法を防止する方策としては不十分といわざるを得ない。また、液晶画面へのシールの貼付については、これによって遊技者が特定遊技方法をとることを防止できたとしても、他方において、本件遊技機のようなパチスロ機が液晶画面に表示される映像や、発せられる音声等も併せて遊技者に楽しんでもらうことを予定しているものであることにかんがみれば、その貼付によって、ゴールドXが遊技者に与えるおもしろみや娯楽性を大幅に減殺することになることは明らかであり、その結果、営業用のパチスロ機として有すべき性能を欠くことになるといわざるを得ない。取引通念に照らし、液晶シールが提供されたからといって、ゴールドXの給付が債務の本旨に従った履行であるとは到底いえないというべきである。結局のところ、以上によれば、いずれにしてもゴールドXはパチスロ機として本来有すべき性能を備えたものではないといわざるを得ないから、アルゼ株には不完全履行が認められる。』

)休業損害、運送費用相当額の損害、検定費用相当額の損害、及び変更承認申請費用相当額の損害の賠償が認められたこと

休業損害

被控訴人がゴールドXの欠陥のためにゴールドXの稼働停止をし、別のパチスロ機を導入するまでゴールドXを稼働させることができなかった期間の休業損害について、アルゼ株に損害賠償義務が認められた。

運送費用相当額の損害

被控訴人がゴールドXを設置するために運送費を支出したことについて、被控訴人の損害を一部認め、アルゼ株に損害賠償義務が認められた。

検定費用相当額の損害

被控訴人がゴールドXを設置するためにAMマークを取得するために費用を支出したことについて、被控訴人の損害を一部認め、アルゼ株に損害賠償義務が認められた。

変更承認申請費用相当額の損害

被控訴人がゴールドXを設置するために変更承認申請費用を支出したことについて、被控訴人の損害を一部認め、アルゼ株に損害賠償義務が認められた。

『ゴールドX』の不具合発生から、アルゼ株に対する民事訴訟提起まで

1. 経緯

() 事案発生から全日遊連決議まで

平成15年7月16日の全日遊連・全国理事会当日、「『ゴールドX』に、“攻略法”があるとの情報が2チャンネルで掲示されている」旨の連絡が入ったことにより、当該遊技機に問題があることを全日遊連は把握した。

その後、当日の夜にアルゼ株側は、関係方面の了承もない状況で、当該遊技機を設置する全日遊連組合員店舗に対して、サブ基板の交換を行おうとした（以下「本行為」という。）が、全日遊連は、アルゼ株本社役員に対する中止の連絡、並びに各府県組合に対する注意喚起の文書の発出により、本行為を未然に防いだものである。

本行為が実施されると、風適法違反の無承認変更となり、「営業停止命令」が当該遊技機設置店舗に科せられる可能性が極めて高い。しかるにアルゼ株側もこのことを当然知り得ていたにもかかわらず、本行為を行おうとした、大変、由々しき行為であった。また、その後もアルゼ株側の対応は、

平成15年7月22日付でJASDAQから、「『ゴールドX』の対応に関するお知らせ」という公式発表を行い、この発表の中で、不具合(サブ基板にプログラムミスが生じ、社内において担当者の引継ミスから、最終検査が行われていなかったことによるもの)が原因で、メダル獲得が可能(特定の手順で遊技することによってメダルが増える)となり、お客が道具等を用いて行うゴト行為とは違うにもかかわらず、“ゴト的な行為が可能であることが判明したため”などと発表し、自らの開発におけるミスを棚上げして、「お客様が自由に行ってよい範疇の(遊技手順による)合法的な遊技」をゴト的な行為として、ファンを犯罪者呼ばわりした点

平成15年7月25日開催の機械対策委員会にアルゼ株営業本部長を含めた役員2名が出席し、状況報告、及び保証を含む対応方の説明があったが、全日遊連より、だされた幾つかの要望に対して、アルゼ株役員2名は、要望案件を持ち帰り、再度、31日に機械対策委員会に出席して回答を行う予定となっていた。しかし、前日(7月30日)の午後に、アルゼ株側から一方的に出席拒否の連絡があり、且つ、今後については、文書によるやり取りのみの対応とした点

などといった、アルゼ株側の不適切極まりない、数々の対応内容に対し、全日遊連は、8月7日開催の全国理事会において、「『ゴールドX』に関する一連の問題において、アルゼ株の問題ある企業姿勢の責任を問うため、可能な限りの手を尽くすための行動を起こすこと」を決議したものである。

() 各地区の『アルゼに対し責任追及をする会』の発足

その後、全日遊連の決意を、全国の種々被害を受けた組合員店舗の方々、並びに何年もの間、行われてきた、遊技機製造メーカーによる“不公正と思われる販売方法”などの不合理な業界の商慣習に憤慨し続けてきた組合員店舗の方々の思いが重なり、

各地区（北海道・東北・東京・関東・中部・近畿・中国・四国・九州）で、株ミズホ製回胴式遊技機『ゴールド X』の不具合により、各種損害を受けた組合員店舗を含め、将来の遊技機業界の健全化と発展のため、業界の不均衡な商慣習の是正を希求し結成趣旨に賛同する組合員店舗が結集した結果、9地区で「アルゼに対し責任追及をする会（以下「アルゼの会」という。）」が発足され、総入会者は、“4,734店舗”にも及んだ。

2. 裁判等

（ ）民事訴訟（裁判）の開始

その後9地区の中から、関東、中部、中国、九州計4地区の「アルゼの会」所属の複数の組合員店舗から、民事訴訟提起の準備がなされ、平成16年9月27日の中部地区「アルゼの会」の複数の店舗の裁判を皮切りに、関東地区（平成16年11月4日）、中国地区（平成16年12月16日）、九州地区（平成17年3月17日）を原告（団）とする裁判が、東京地方裁判所で開始された。

また、近畿地区においても平成19年5月17日に東京地方裁判所で、第1回目の民事訴訟裁判が開始された。